

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和3年

奈良市議会1月臨時会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 令和3年2月1日から同月28日までの間、市長及び副市長の給料月額を、100分の10に相当する額を減じた額とする。（附則第13項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な事務処理を行っていたことに対する市長及び副市長の管理監督責任を問うため、給料月額を減額するもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案
附 則 1～12 略 13～16 略	附 則 1～12 略 13 <u>令和3年2月1日から同月28日までの間、市長等の給料月額を、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。</u> 14～17 略